

定 款



株式
会社

上 組

株式会社 上組定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社上組と称する。

② 英文では、Kamigumi Co., Ltd.とする。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 港湾運送事業
2. 倉庫業
3. 貨物自動車運送事業
4. 軽車両等運送事業
5. 貨物運送取扱事業
6. 通関業
7. 海運代理店業
8. 船舶貸渡業
9. 土木建築請負業
10. 重量貨物運搬据付業
11. 梱包業
12. 倉庫工場荷役請負業
13. 損害保険代理業
14. 工作物加工業
15. 氷雪販売業
16. 陸送業
17. 宅地建物取引業

18. マリーナ施設並びにホテルの経営
19. グリル、レストラン及び喫茶店の経営
20. 装飾装身具、日用品雑貨、衣料品及び食料品の輸出入並びに販売
21. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集並びに運搬業務
22. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
23. 駐車場、洗車場及びガソリンスタンドの経営
24. スポーツ教室並びにスポーツクラブの経営
25. 総合リース業
26. 金融業
27. 自動車、小型船舶及び輸送・荷役機器の整備・点検並びに販売
28. オフィスコンピューター、ファクシミリ、コピーマシン等事務用機器並びにこれら機器部品の販売
29. 鋼材の売買
30. 労働者派遣業
31. 焼酎などの酒類の製造及び販売
32. 農産物の生産、販売及び輸出入
33. 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
34. 前各号の営業に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神戸市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、250,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて選定し、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(基 準 日)

第12条 当会社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を以て、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項その他定款に別段の定めのある場合を除くほか、必要がある場合において、取締役会の決議により、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第13条 定時株主総会は、毎年1回、6月にこれを招集する。臨時株主総会は、必要ある場合に隨時これを招集する。

(招 集 地)

第14条 当会社の株主総会は、本店所在地の神戸市内で開催する。

(招 集 者)

第15条 株主総会は、取締役会の決議によって社長がこれを招集する。

- ② 社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。

- ② 社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以てこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以てこれを行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、株主総会において他の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び監査役

(員数)

第21条 当会社は、取締役20名以内、監査役5名以内を置く。

(選任)

第22条 取締役及び監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役及び監査役の選任決議については、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれをなし、取締役の選任決議については、累積投票によらない。
- ③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

(任期)

第23条 取締役の任期は選任後1年以内、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(代表取締役)

第24条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(役付取締役)

第25条 取締役会の決議によって、取締役中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(役付取締役の任務)

第26条 会長は、全般の社務を総理する。

- ② 社長は、全般の社務を執行統理する。
- ③ 副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従いこれに当る。

(常勤の監査役、常任監査役)

第27条 監査役会は、監査役中から常勤の監査役を選定する。

- ② 監査役会は、監査役中から常任監査役を選定することができる。

(報酬等)

第28条 取締役及び監査役の報酬等は、これを区分して、株主総会においてこれを定める。

(取締役及び監査役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議を以て免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役、顧問、嘱託)

第30条 取締役会の決議により、相談役、顧問、嘱託若干名を置くことができる。

第5章 取締役会及び監査役会

(業務の執行)

第31条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、会社の業務執行の基本に関する事項を決定するものとする。

(招集通知)

第32条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前にそれを発するものとする。

- ② 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前にそれを発するものとする。

(取締役会の招集者及び議長)

第33条 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

第34条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数を以て決定する。

- ② 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、監査役の過半数を以て決定する。

(取締役会の決議の省略)

第35条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(議 事 錄)

第36条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印する。

- ② 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印する。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当等)

第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剩余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

- ② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定に基づく金銭による剩余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払うことができる。
- ③ 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3カ年間に受取らないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

附則

(電子提供措置等に関する経過措置)

- ① 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条は、なお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

